

地域密着型サービス事業者を公募します

須恵町では、高齢化の進展および在宅介護の希薄が進行する中、住み慣れた地域で安心して介護サービスが利用できるように、地域に密着した介護サービスを提供するため、第5期介護保険事業計画（平成24年～平成26年度）に基づき、地域密着型サービス事業者を募集します。

公募は、サービスの質と事業者の適正な運営を確保するため、より良いサービス提供が期待できる事業者を公平・公正に選定するために行うものです。

○**公募内容**：平成23年度に整備を行う下記の地域密着型サービス事業です。

| サービスの種類 | 対象圏域 | 公募数 |
|-------------|-------|-----|
| 小規模多機能型居宅介護 | 須恵町全域 | 1カ所 |

○**公募の方法**

| | |
|------|---|
| 申請書類 | 平成23年4月1日から、【平成23年度地域密着型サービス事業者募集要項】を須恵町役場健康福祉課窓口で、配布します。 |
| 受付期間 | 平成23年4月15日（金）～平成23年4月28日（木） （土・日曜日、祝日は除く。）午前9時から午後5時まで |
| 提出先 | 須恵町役場 健康福祉課 窓口郵送では受付しませんので、直接ご持参ください。 |
| 問合せ先 | 須恵町役場 健康福祉課 ☎932-1151（内線151） |

※事業者の選定後は、福岡県介護保険広域連合が事業所の指定を行います。

また、応募にあたり、「介護保険法」、「都市計画法」、「福岡県福祉のまちづくり条例」「建築基準法」、「消防法」および関係法令などを遵守してください。

保健事業臨時職員募集

4月からの勤務できる人を募集します。

- ▶**職種** ・看護師または准看護師
・保育士
- ▶**資格** ・看護師または准看護師の資格を有する人
・保育士の資格を有する人
- ▶**賃金** 時給830円
- ▶**勤務日数** 保健事業（乳幼児健診、予防接種など）が開催される期間の月7日程度（土日の勤務もあります）
- ▶**勤務時間** 8時30分～17時15分までの間
- ▶**提出書類** 須恵町臨時職員登録申請書（兼履歴書）を健康福祉課に提出してください。（総務課で用意しています。）
- ▶**問合せ先** 健康福祉課 ☎932-1493

ちょっといい話

須恵中学校生徒会……… 降灰に苦しむ宮崎県高原中生徒会にマスクを寄贈

霧島連山新燃岳の噴火による降灰で、マスクでの学校生活を強いられている宮崎県高原町の高原中学校の生徒の皆さんにマスクを贈ろうと、PTAの協力のもと生徒会が募金活動を行いました。

2月7日～2月10日の4日間で約4万円の募金が集まり、6,400枚のマスクを贈りました。これは高原中学校生徒（約250名）が約1か月使用できる枚数に相当します。

地上デジタル放送受信のための支援

平成23年7月24日までに

地上アナログ放送は
終了します。

◎**市町村民税非課税世帯への支援**
世帯全員が市町村民税（特別区民税を含む）非課税の措置を受けている世帯に、「簡易なチューナー」（1台）を現物支給します。

ただし、NHKと放送受信料契約を結んでいる必要があります。
既に自身で地上デジタル放送対応チューナーやテレビなどを購入している場合などの清算は行いません。
また、差額を自ら負担していただくことで、より高性能な機種やテレビなどへ変更することも行いません。
「NHKの放送受信契約」についてはNHKふれあいセンターまでお問い合わせください。

▼**この支援に関する問合せ先**
☎0570・023724
（ナビダイヤル）

▼**ナビダイヤルが利用できない場合**
☎043・3332・2525

（平日9時～21時、土・日・祝日9時～18時）

◎**NHK放送受信料**
全額免除世帯への支援

次の①～③に該当し、NHK放送受信料全額免除の世帯に、「簡易なチューナー」（1台）の無償給付と設置工事やアンテナ、ケーブルテレビ、共同施設の改修についても支援を行います。
①生活保護などの公的扶助を受けている世帯
②障がい者がいる世帯で、かつ世帯全員が市町村民税非課税措置を受けている世帯
③社会福祉施設に入所されていて、自らテレビを持ち込んでいる世帯

▼**この支援に関する問合せ先**
☎0570・033840
（ナビダイヤル）

▼**ナビダイヤルが利用できない場合**
☎044・969・5425

（平日9時～21時、土・日・祝日9時～18時）

▼**各支援の申込み期限** 7月24日（日）
消印有効
<http://www.chidejshien.jp/>

みんなを守る いちいちきゅう

119

URL: <http://www.kasuyanambu-shobo.jp/>

本当に必要な患者さんのために
救急車の適正利用を！

躊躇することなく救急車を要請してください。

本当に必要な次のような患者さんに救急車を利用いただくため、救急車の適正利用について皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

- ・意識がなくなる。
- ・ろれつが回らない、言葉が出ない。
- ・手や腕がしびれて力が入らなくなる。
- ・めまい、ふらつき、立てなくなる。
- ・今までに経験したことがないような激しい頭痛。
- ・激しい胸痛。（締め付けるような、刺すような痛み）
- ・胸痛が30分以上継続する。
- ・呼吸が苦しく冷や汗をかいている。

▼**問合せ先**
柏屋南部消防組合消防本部（志免町田富170）
☎935・5111

